

総合評価

受診施設名	京都市 ひかり保育所	施設 種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 4年 12月 19日

総 評	<p>京都市営保育所15園の1つとして京都市が運営する「ひかり保育所」は昭和30年に開設された地域に根差す歴史ある保育所です。京北の豊かな環境に囲まれた敷地内には広い園庭があり、春にはしだれ桜、夏にはまばゆい新緑、秋には紅葉、冬には一面の雪景色など、四季折々の美しい自然に親しむ中で「心を育て、生きる力を育む」保育を目指しています。また、京北にある他の市営保育所2園と協同しながら、園庭開放、子育て相談、園児との交流、親子半日保育体験、絵本貸し出しなど、多様な子育て支援を行っています。更に、保護者や地域の方を招いて保育や行事に参画してもらったり、地域のイベントに子ども達と参加したりするなど交流を深め、子育て世帯のみならず、京北地域の様々な世代や業種が交流するコミュニティーの核としての役割を果たしています。</p>
特に良かった点 (※)	<p>《事業計画の策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画は、①保育内容の振り返り(日々の保育記録の連続性・毎月2回の会議で行う指導計画の評価、行事ごとの反省など)、②職員育成の振り返り(研修記録・キャリア形成、自己評価シートを用いた職員一人一人の振り返りなど)、③保育環境の振り返り(環境評価スケールや他施設職員の他者評価など)、④運営面の振り返り(行政と連動した運営管理、規定・マニュアル等の改訂など)、⑤子育て支援事業の振り返り(育児相談内容の振り返り、京北3園合同の研究会の振り返りなど)、⑥利用者評価(保護者アンケートの結果)など、多面的な評価を取りまとめる総括を前期・後期年2回実施し、その結果に基づき策定されています。 <p>《人材育成・確保のための取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な人事管理については、「京都市保育士人材計画(令和3年9月)」に、京都市の保育士の状況、今後の方向性、目指すべき保育士像、求められる能力・視点・姿勢、それぞれの職位において果たすべき役割、人事異動を通じた人材育成、配属先の基本的な考え方と求められる能力・役割、研修を通じた人材育成、能力開発・人材育成のためのそれぞれの責務・役割などを明文化した冊子を作成し、全職員に配布し、周知しています。 <p>《地域福祉向上のための取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所として必要な社会資源の明確化については、全体的な計画の中に、地域とのつながりを掲げ、毎日(月～土曜日)の園庭開放を実施しています。また、京都市の「こと Hugmi(はぐみ)プロジェクト」から、京北の公立園3園共通の子育て通信「ぼかぼか」を発行し、子育て支援事業の内容紹介(随時申込できる子育て相談や親子半日保育体験、絵本貸し出しなど)や、その予定、子育てひとくちメモ他を掲載し、紙面配布とホームページでの情報発信を行っています。更に「福祉あんしん京北ネットワーク協議会」と連携し、人形劇・音楽鑑賞会、講演会などを企画し、地域の未就園児に参加を呼びかけています。

特に改善が望まれる点(※)	<p>《運営の透明性を確保するための取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none">・事業・財務に関する外部の専門家(公認会計士等)によるチェックのもと、経営課題の発見や改善への取り組みを実施されるとなお良いでしょう。 <p>《保育の継続性への配慮》</p> <ul style="list-style-type: none">・卒園児の保護者からの相談受付についても明文化されるとなお良いでしょう。 <p>《子どもに関する保育の実施状況の記録の共有》</p> <ul style="list-style-type: none">・情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に職員に届くような仕組みが整備されるとなお良いでしょう。
---------------	--

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	京都市 ひかり保育所
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会
訪問調査日	令和4年12月19日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1: 理念、基本方針については、京都市子どもはぐくみ局幼保総合支援室が作成する「市営保育所運営方針」「京都市営保育所 保育の計画」に基づき、保育所が作成する「保育の計画(全体的な計画)」に明文化されています。また、ホームページやパンフレットを活用し、地域社会へも発信しています。加えて、保護者に対しては入所説明会・全体保護者会での説明も行っていきます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2: 事業経営をとりまく環境と経営状況については、毎月2回市内14園の所長が集い実施される「京都市営保育所長会」において、京都市より報告される保育を取り巻く状況(地域の出生人数及び児童数、制度・法令の確認事項等)と、保育所より報告される保育及び地域公益活動の実施状況、職員育成の状況等を把握・分析を行っています。また、右京区子どもはぐくみ室・右京区役所京北出張所・地域の子育て支援事業所と共に「福祉・安心ネットワーク」を組織し、年4回保健師や地域民生委員とも情報交換を行っています。

3: 経営課題の明確化については、毎月2回の所長会議(通番2参照)に加えて、前期・後期に分け年2回実施される「総括」で保育所運営の振り返りを実施しています。京北地域の3つの保育所で組織される年5回程度実施する「京北の保育を考える会」において、地域課題の共有、保育の質の向上の取り組み、地域公益事業の計画作成、小学校接続のあり方の検討等を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	非該当	非該当
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	非該当	非該当
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

[自由記述欄]

4・5: 中・長期計画については、市政運営と一体的に運営されているため非該当。通番2・3参照の通り、担当部署との情報共有や今後の見通しについての議論がなされています。

6: 事業計画は、①保育内容の振り返り(日々の保育記録の連続性・毎月2回の職員会議で行う指導計画の評価、行事ごとの反省など)、②職員育成の振り返り(研修記録・キャリア形成、自己評価シートを用いた職員一人一人の振り返りなど)、③保育環境の振り返り(環境評価スケールや他施設職員の他者評価など)、④運営面の振り返り(行政と連動した運営管理、規定・マニュアル等の改訂など)、⑤子育て支援事業の振り返り(育児相談内容の振り返り、京北3園合同の研究会の振り返りなど)、⑥利用者評価(保護者アンケートの結果)など、多面的な評価を取りまとめる総括を前期・後期年2回実施し、その結果に基づき策定されています。また新年度会議を始め、毎月2回の職員会議、その他6種類の部門別会議で周知し、具体的な年間計画を検討しています。

7: 事業計画の保護者等への周知については、「京都市営保育所 保育の計画」「年間行事計画」をホームページで保護者や地域社会に発信しています。また、入所の際に「入所のしおり」「重要事項説明書」で説明し、毎月「保育所だより」「クラスだより」を配布しています。また、年3回のクラス懇談会を実施して説明しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上については、前年度総括の評価、行事ごとの反省、保護者アンケート、職員の自己評価等に基づき全体的な計画を編成し、指導計画に反映させています。また、8種類の会議(チーフ・職員会議、乳児・幼児部会、食育会議等)を実施し、職員が月に3~4回会議に参加する仕組みを構築しています。

9: 毎月2回の職員会議を活用し評価・振り返りを行う仕組みを構築しています(通番6参照)。また、京北にある公立園3園で合同研修会を実施し、「京都市版保育環境評価スケール」を用いて保育内容の自己評価を行ったり、他園の保育を見学する交流を行ったりするなど、評価分析を行っています。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任については、京都市保育士人材育成計画に「それぞれの職位において果たすべき役割」として明文化され、年度初めの職員会議や毎月の職員会議で表明されています。また、幼保総合支援室市営保育所運営方針に基づき、それぞれの職種の役割について職員に周知し、有事に備えた組織図と連絡方法を図式化しています。

11：遵守すべき法令等については、20項目のリストをつくってファイリングし、年度初めの職員会議で研修を行っています。また、所長は、前期と後期の総括の際、個人情報保護やコンプライアンス推進についての自己評価シートを用いて、振り返りを行っています。

12：保育の質の向上に向けた取り組みとして、毎月2回の職員会議で、月案の検討や、ケースカンファレンスで保育内容の振り返りを実施したり、所長より所長会議(通番2参照)で得た、保育の質の向上について必要な情報が提供されたりしています。また、職場研修委員会を中心に、保育の課題解決に向けた研修を計画し、絵本・保健衛生・写真など具体的なテーマを設けて取り組んでいます。

13：経営の改善や業務の実効性を高める取り組みでは、ペーパーレスに向けた取り組みとしてパソコンを5台導入しデータでの管理を進めたり、一日の中で余裕のある時間帯にフリーの保育士がクラスに入り、担任のノンコンタクトタイムを確保することで、子どもと離れて振り返りや保育準備・保育事務の時間を確保するなどしています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：必要な人材の確保・定着等については、職員の能力やキャリアに偏りのない人員配置を目的とし、年2回(6月・11月)京都市幼保総合支援室との「人事評価ヒヤリング」を実施しています。また、京都市職員の人材育成と京都市における保育士の人材育成についてを総合的にまとめた「京都市保育士人材計画(令和3年9月)」を策定しています。

15：総合的な人事管理については、「京都市保育士人材計画(令和3年9月)」に、京都市の保育士の状況、今後の方向性、目指すべき保育士像、求められる能力・視点・姿勢、それぞれの職位において果たすべき役割、人事異動を通じた人材育成、配属先の基本的な考え方と求められる能力・役割、研修を通じた人材育成、能力開発・人材育成のためのそれぞれの責務・役割などを明文化した冊子を作成し、全職員に配布し、周知しています。

16：職員の意向を把握した働きやすい職場づくりについては、年2回の「人事評価ヒヤリング」で健康や育児・介護などの生活状況の聞き取りを行うほか、健康セルフチェックの実施や人間ドックの一部補助を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a	

[自由記述欄]

17: 職員一人一人の育成に向けた人事評価制度として、職員は年度初めに目標を設定し、11月に中間評価を行います。その際、「自己評価チェックシート(乳児13項目100問、幼児13項目115問)」を用いて所長と面談を実施して振り返りを行い、年度末に、所長の評価を加える仕組みを構築しています。

18: 職員の教育・研修に関する基本方針や計画については「京都市保育士人材計画(令和3年9月)」(通番15参照)に明示しています。

19: 職員は、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室が主催する「市営保育所職員研修体系」に沿って、役職研修(所長・副所長研修)、階層別研修(キャリア研修)・分野別研修(乳児・幼児・保健・障害・造形・絵本・調理師研修等)、その他研修(保育者・子育て支援等)の受講を行うと共に、それら研修内容を周知する報告研修も実施しています。

20: 実習生の受け入れについては、「市営保育所実習受け入れマニュアル」が整備され、実習生受け入れの際の説明で使用するほか、職員に対しての研修にも活用しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b

[自由記述欄]

21: 運営の透明性については、パンフレットやホームページで保育理念や保育目標、行事、子育て支援などの情報発信を行っています。併せて、ホームページで「京都市営保育所 保育のガイドライン(保育の意義と保育所の役割、保育の理念、保育の目的、保育の目標を明文化したもの)」や「市営保育所におけるコスト揭示について(保育所の収入と支出を図解して示したもの)」も公開しています。

22: 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、京都市幼保総合支援室によって実施され、年に1回京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室による監査を受けています。今後、事業・財務に関する外部の専門家(公認会計士等)によるチェックのもと、経営課題の発見や改善への取り組みを実施されるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a	
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a	
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a	
		II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
			27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

[自由記述欄]

23: 子どもと地域との交流については、月2回地域の未入園児と一緒に活動する「いっしょに遊ぼう」を実施しています。また、年数回年長児を対象に京北小学校交流会を実施したり(運動会の見学など)、年1回京北地域の「ふるさとまつり」に参加したりしています。更に、地域住民コミュニティ「くろやま塾」や保護者など、地域の皆さんと協同し「鮎のつかみ取りと塩焼き体験(園庭)」や「アイリッシュ音楽鑑賞会」などを実施しています。

24: ボランティア等の受入れについては、ボランティア受け入れマニュアルが整備され、高校生の受け入れなどを実施しています。

25: 保育所として必要な社会資源の明確化については、全体的な計画の中に、地域とのつながりを掲げ、毎日(月～土曜日)の園庭開放を実施しています。また、京都市の「ことHugmi(はぐみ)プロジェクト」から、京北の公立園3園共通の子育て通信「ほかほか」を発行し、子育て支援事業の内容紹介(随時申込できる子育て相談や親子半日保育体験、絵本貸し出しなど)やその予定、子育てひとくちメモ他を掲載し、紙面配布とホームページでの情報発信を行っています。更に「福祉あんしん京北ネットワーク協議会」と連携し、園での人形劇・音楽鑑賞会、講演会などを企画し、地域の未就園児にも参加を呼びかけています(京都市ホームページ「保育所からのお知らせ」参照)。

26: 保育所が有する機能の還元について、地域住民、小学校、京北の3つの公立保育所、福祉ネットワークなどと連携し、子育て支援事業を実施しています(通番23～25参照)。毎日実施の園庭開放では、利用者が活動できる保育室・環境を確保しています。災害時にも対応できるよう、年1回消防署、警察署とそれぞれ避難訓練を実施したり、小学校、自治会館、消防団とも連携を取ったりしています。

27: 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、右京区子どもはぐくみ室や京北出張所、福祉あんしん京北ネットワーク協議会(子ども・高齢・障がい全部門連携)、にこにこ広場(京北合同庁舎のつどいの広場)と協力し、子育て支援事業を実施しています(通番23～25参照)。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、市営保育所の保育方針や保育理念、全体的な計画にも明文化されており、保育記録や会議で保育の振り返り、ケースカンファレンスがなされています。また、職員一人一人が年2回、自己評価チェックシート(通番17番参照)を用いて振り返りを行い、所長が人事評価する仕組みも構築されています。

29：子どものプライバシー保護等については、マニュアルを作成しています。また、着替えの際の衝立の設置など環境にも配慮しています。

30：保育所選択に必要な情報の提供については、毎月発行されるおたよりを配布し、同内容をホームページにアップロードするなど情報発信を行っています。また、随時行われる園見学で、園の概要がわかる葉を用いて説明したり、育児や就園への相談を受けたりするなど対応も行っていきます。

31：保育の開始・変更にあたる説明については、入所のしおりや重要事項説明書を用いて実施され、入所説明会では、全体説明の後に個別の聞き取りを実施しています。保育時間変更などの手続きについては、京都市の書式に基づき、説明を行っています。

32：保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応については、保育要録を用いて関係機関と連携を行っています。また、支援が必要な子どもへは、就学支援シートも用いています。今後、卒園児の保護者からの相談受付についても明文化されるとな良いでしょう

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33：苦情解決の仕組みについては、入園時と年度初めの保護者会で説明を行い、受付、話し合い、報告、申し立てについて明文化された「苦情解決の手順」をプリント配布しています。苦情処理簿から、該当保護者のご意見を尊重しつつ、他の保護者への配慮と園の方針を踏まえて対応されたことが伺えました。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境づくりについては、意見箱の設置や行事ごとのアンケートの実施、保護者の要望に応じて面談の機会を確保するなどしています。また、第三者委員の配置や相談窓口者の明示などもプリント配布して周知しています。

35：保護者からの相談や意見への対応については、その内容に応じて、月2回行われる職員会議などで共有し、組織で対応を検討し実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

[自由記述欄]

36：リスクマネジメントについては、事故報告書があり、小さな怪我でも記録し、対策を明示しています。また、毎月の避難訓練の際に担当者が点検票を用いて安全点検を実施しています。毎月2回市内14園の所長が集い実施される「京都市営保育所長会」の研究会で事故事例を共有し検討し、園の職員会議で周知しています。

37：感染症の予防や発生時の安全確保については、看護師は配置していないものの、衛生管理を担当する職員を任命しています。幼保総合支援室が作成した「保育所保健のしおり」に基づき、感染症発生時の保護者への周知と予防の対応を行っています。

38：災害時における子どもの安全確保については、避難訓練計画に基づき、毎月火災・地震・土砂災害・不審者対応訓練を実施しています。保護者への連絡は、一斉メールで実施しています。

39：不審者対策については、毎年1回、園児と職員を対象にした、警察と合同で行う不審者を想定した訓練が行われています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	b
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40：保育について標準的な実施方法として、全体的な計画に年齢ごとの育ちや、ねらいを明記し、それに基づいた年間指導計画を作成しています。乳児を対象とした「丁寧な育児行為マニュアル」を作成しています。

41：標準的な実施方法についての見直しについては、乳児部会・幼児部会で月案の検討を行ったり、前期・後期の総括を実施したりしています。これら振り返りを基に次年度の全体的な計画の見直しを行っています。また、クラス月案や個人月案などに、日々の保育記録や見直しを行った内容が反映されています。

42：アセスメントにもとづく指導計画については、入園の際の面談、入園後の家庭訪問、個人面談などで子どもや家庭のアセスメントを行い、乳児や障害児の個別指導計画、クラスの指導計画の作成を行っています。

43：定期的な指導計画の評価・見直しについては、週案や月案などで、前月(前週)に子どもが楽しんできた遊びや生活の具体的な姿の記載があり、その内容を踏まえ、今月(今週)のねらいに結びつけて記載されており、日常的に見直しが行われています。また、年3回行われるクラス懇談会では、子どもたちの成長や課題について、保護者との共有に努めています。

44：子どもに関する保育の実施状況の記録の共有について。幼保総合支援室が定めた記録帳票を用いて年月週日の計画の作成、個人記録、保育要録、家庭訪問・面談記録がなされています。支援を必要とする子どもに関する記録は、保護者とのやり取りを含め丁寧に記録しています。今後、情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に職員に届くような仕組みが整備されるなどお良いでしょう。

45：子どもに関する記録の管理体制については、個人情報保護規定に則り、重要書類はカギのかかる職員室の棚に保管しています。また、パソコンやCDの持ち出しは厳禁であることが周知されています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画は「市営保育所運営方針」に基づき前年度総括(通番3参照)の課題を踏まえて作成されています。

47：子どもが心地よく過ごすことのできる環境としては、幼児の保育室は、いつでもコーナー遊びを楽しめるように玩具・リサイクル素材などを常設しています。乳児の保育室では、一人一人が探索遊びを楽しめるよう衝立や、手作り玩具などで空間づくりを工夫しています。又、保育室以外にも廊下に絵本コーナーをつくらせたり、絵画・造形用の保育室を設けたり、園庭に畑を整備するなど、園内を有効活用しています。更に、「京都市版環境評価スケール」を作成し、市営保育所共通で点数化し、スコアの低い箇所を取りまとめて、管理者より指導する仕組みを構築しています。

48：一人一人の子どもを受容する保育については、子どもの経験や体験を尊重する保育内容の一環として、幼児クラスの発表会(12月)の演目は、子どもの好きな絵本や楽しんでいる遊びを題材に、子どもと保育士が表現遊びのオリジナルストーリーを共作し、保育士が絵本にすることでクラス全員の子どものイメージを深める取り組みを実施するなどしています。また、週日案やそれらに基づく月案にも、具体的な子どもの姿の記録が反映され、子どもの姿を評価して次の「ねらい」に至っているプロセスが可視化されています。更に、多角的なアセスメントとして、新入園児の家庭訪問や年1回の保護者個人面談、年3回のクラス懇談を通じて家庭状況の把握も行っています。

49：子どもが基本的な生活習慣を身につけられるように、保育士は基本的な保育法である「丁寧な育児行為」を共通認識しています。また、配慮が必要な子どもには、絵カードを利用するなどし、一日の流れを分かりやすく伝える環境構成の工夫を行っています。

50：子どもの生活と遊びを豊かにする取り組みについては、子どもが主体の保育を支える環境構成の質の向上へ向け、「京都市版環境評価スケール」を用いて環境を評価して質を高める取り組みを行っています。また、地域の豊かな自然環境を活かし、幼児クラスが週1回は園外活動に出かけるカリキュラムマネジメントを行ったり、季節の自然を感じる食育(鮎のつかみどり、野菜の栽培・収穫・調理体験など)を実践したりしています。更に、乳児と幼児の2クラス構成の異年齢保育を通して、遊びや生活の模倣や協同の体験が日常的に行われ、それらの環境について、数量・図形・文字、昆虫・植物、絵画・造形、やりとり・表現(ままごとやペープサートなど)など、多様な遊びコーナーの一人一人の興味に合わせた幅広い環境構成が行われています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51：乳児保育については、一人一人の興味・関心に添った環境として、ペットボトルや空き容器等リサイクル素材を使用したり、裁縫やデザインを工夫したり、保育士の手作り玩具を用いて保育室の環境を構成しています。

52：3歳未満児の保育については、少人数でゆっくり過ごす環境があり、保育室内も0～2歳児が共に過ごす為、誤嚥を予防する玩具の大きさや安全面にも留意し、年齢に応じた玩具の入れ替えを行っています。また、年間指導計画・月案・週日案・個人記録において子どもの状況を丁寧に記録しています。

53：3歳児以上の保育については、お互いを認めあい、よい刺激となるために好きな遊びを自由に楽しめるよう、積み木、ブロックなどの既製品だけでなく、数量・図形・文字、昆虫・植物、絵画・造形、やりとり・表現(ままごとやペープサート他)など手作りの環境を準備しています。また、ペープサートや紙箱の家、やじろべい他、自分の作品で遊ぶことができるよう環境の保存や継続性にも配慮されています。更に写真や絵図を使ったドキュメンテーションを室内や廊下に展示し、子どもの体験を保護者に伝えたり、子ども自身が活動を振り返る機会にしたりしています。

54：配慮が必要な子どもの保育については、安心して生活できるように、子どもの情緒に応じて落ち着ける時間を確保しています。また、興味に応じた玩具を準備したり、絵カードや掲示などで視覚支援を行ったりして環境構成を行っています。更に、幼保総合支援室の巡回指導を受けたり、年2回医師からの個別の指導がある等、関係機関と連携して情報共有をしています。

55：長時間保育の保育方法については、幼児は遊びと生活のスペースを分けて活動できるため、日中の遊びを継続して楽しめる環境構成が維持されています。また、少人数保育の利点を生かし、子どもの希望に応じて園舎内や園庭での活動を選択できるようにしているなど、行きたい時に、過ごしたい場所で活動できる人員配置や環境構成に配慮しています。

56：小学校との連携については、年3回地域の小学校と保幼小の連絡会を行っています。また、子どもが小学校生活に対する見通しをもつことができるように、年数回交流会(小学校の運動会の見学をはじめ行事を通じた交流)を行っています。就学の際には、保育要録・就学支援シートを用いて情報の引継ぎを行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、保健計画に沿って行き、毎日保護者とやり取りする健康カードで体温や体調について確認した上で保育を実施しています。また、睡眠時の姿勢や健康状況のチェックについては、0歳児は年間を通じて実施し、1歳児から5歳児は入所後1カ月間は、チェックシートを用いて記録しています。加えて、保護者に対してSIDSに関する情報提供も実施しています。

58：健康診断・歯科健診を保育に反映させる取り組みとして、乳児は年6回、幼児は年2回、嘱託医による内科・歯科健診を実施しています。また、幼児は年1回、耳鼻科健診・眼科健診・尿検査・歯磨き指導を実施し、結果は健康記録簿に残し、保護者へも知らせています。

59：食物アレルギーのある子どもには、医師の診断書に基づき保護者と連携しながら、対象の食品の除去や代替食を提供しています。年度初めにアレルギーマニュアルの見直しを行い、全体職員会議で緊急時対応の確認を行っています。

60：食事を楽しめる工夫として、乳児・幼児それぞれに年間食育計画を策定し野菜の栽培活動やクッキング体験など毎月の食育活動を実施しています。また、食育について保護者にも関心を持ってもらえるよう、展示食やレシピの配布を行ったり、年4回食育だよりを発行したりしています。更に、食事時間が楽しい時間になるよう、子どもが散歩で摘んだ花をテーブルに生けたり、食事についての掲示物を作成したりするなど、環境構成を行っています。

61：献立の作成・調理の工夫については、子どもたちの食事状況を調理師が見に行き、喫食量の確認や、子どもや保育士から直接感想を聞くなど、コミュニケーションを日常的に図って把握に努めています。また、毎月実施される食育会議で振り返りも行っています。更に、誕生日のリクエストおやつや、行事食など献立の工夫や、子どもたちが収穫した野菜や山菜を調理して提供するなど保育と一体的に実践しています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：子どもの生活を充実させる為に、0歳児は24時間表、1・2歳児は連絡ノートを用いて家庭と連携し、子どもの生活リズムや健康状況の把握を行っています。また、園だよりやドキュメンテーションに写真を用いて保育内容を保護者へ伝えています。

63：保護者支援については、家庭訪問や個人懇談などを通じて家庭と連携し年3回クラス懇談会を開催し保護者同士で話せる機会を作っています。

64：虐待については、「児童虐待の対応マニュアル」に基づいて、関係機関と連携をとりながら、早期発見や予防に努めています。

65：保育実践の振り返りについては、日々の保育の記録に基づき、毎月2回実施される職員会議で子どもたちの姿や保育内容を振り返り、それを基に月案の検討を実施しています。更に、前期と後期の年2回行う総括では、保育内容、保護者対応の振り返りや、職員の自己評価を総合的に実施しています。また、総括の内容を踏まえ翌年の事業計画や全体的な計画の策定を行っています。